

船体構造の溶接部に対する非破壊検査に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 M 編

改正事項

船体構造の溶接部に対する非破壊検査に関する事項

改正理由

鋼船規則 M 編 1.4.2-1.(2)及び同検査要領においては、船体構造の溶接部の表面欠陥は、目視による外観検査において有害な表面欠陥がないことを確認し、また検査員が必要と認めた場合には、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験などの非破壊検査を要求することが規定されている。

しかしながら、当該磁粉探傷試験及び浸透探傷試験の詳細は規定されていないことから、今般、船体構造の溶接部に対する非破壊検査について規定する IACS Recommendation No.20(Rev.1)を参考に、表面欠陥に対する非破壊検査に関する要件を追加した。

併せて、附属書 M1.4.2-3.(1)「船体構造の溶接部に対する非破壊検査に関する検査要領」は内部欠陥に対する要件であることから、その旨を明確化した。

改正内容

- (1) 船体構造の溶接部に対する磁粉探傷試験及び浸透探傷試験の試験方法及び合否基準に関する要件を、附属書 M1.4.2-2「船体構造の溶接部の表面欠陥に対する非破壊検査に関する検査要領」として加えた。
- (2) 附属書 M1.4.2-3.(1)「船体構造の溶接部に対する非破壊検査に関する検査要領」が内部欠陥に対する要件であることを明確化した。